

あかし市民広場の利用案内

あかし市民広場は、市民の憩いと交流を促進し、さらには中心市街地等への回遊を促す拠点として整備されました。

「あかし市民広場」（以下、「施設」という。）の使用については、魅力的な空間づくりのため、施設が整備された趣旨及び本利用案内の内容を十分にご理解いただきますようお願いします。

なお、この利用案内は、平成29年6月に作成したもので、今後変更する場合がございます。

1. 開館時間等 について

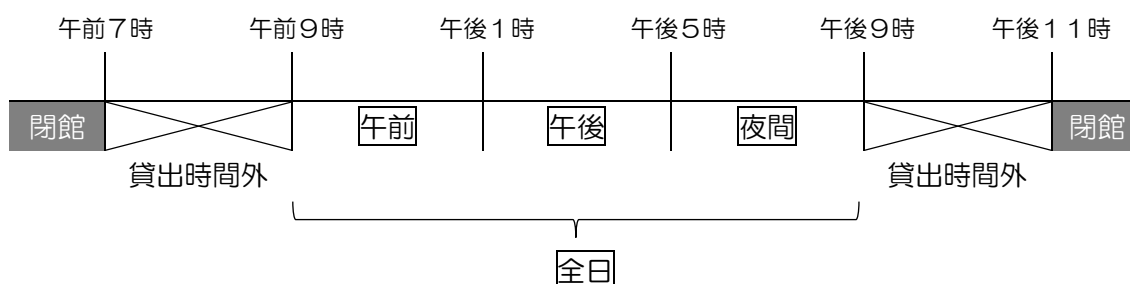
(1) 営業日：年中無休

※施設・設備等の点検実施時など、施設を臨時に休館する場合があります。

(2) 貸出時間：午前9時～午後9時 ※貸出時間には、イベントの準備・撤去等も含まれます

(3) 使用区分：全日・午前・午後・夜間

※ あかし市民広場の開館時間は、午前7時から午後11時までです。日をまたぎ施設を連続して使用する場合の会場管理は、主催者が責任をもって実施していただきます。なお、午前7時から施設の使用を開始するまでの間、また使用終了後から午後11時までの間については、事前に管理計画を作成していただきます。



2. 貸出エリア区分 について

(1) 全面使用

(①～⑤) 503 m²

(2) 1/2 面の使用

(①+② 駅側) 231 m²・(③+④ 海側) 232 m²

(3) 1/4 面の使用

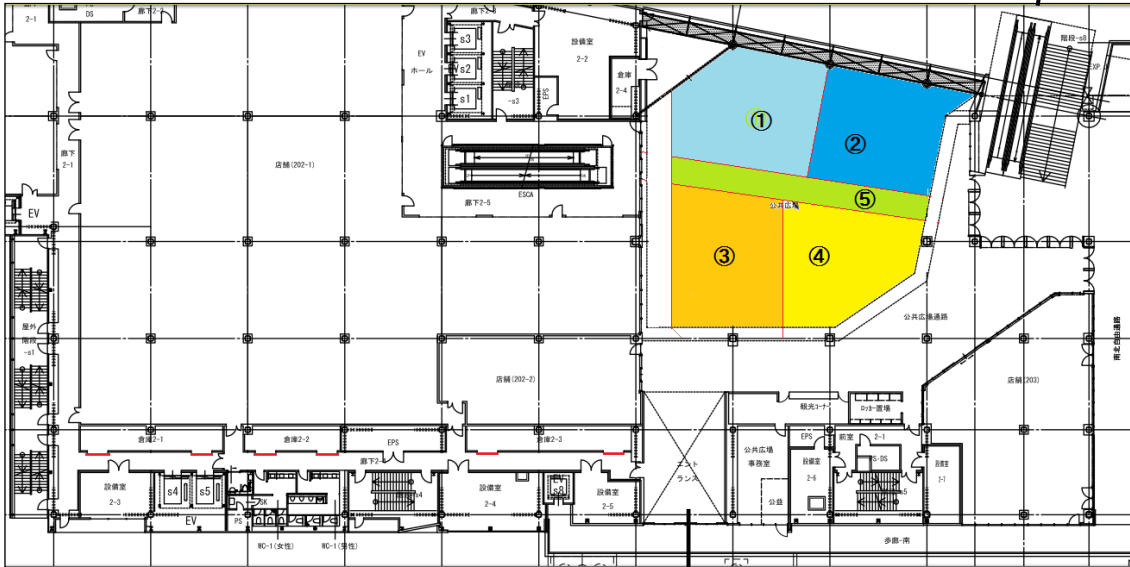
(① 駅西側) 118 m²、(② 駅東側) 113 m²、(③ 海西側) 114 m²、(④ 海東側) 118 m²

(4) 部分使用

(1 m²毎の貸出)

※⑤エリアのみの貸出はありません。⑤エリアは全面使用時のみ使用可能です。

至 明石駅



至 魚の棚商店街

3. 利用料金について

■あかし市民広場の利用料金（税込）■

| 使用区分 | | 午前 | 午後 | 夜間 | 全日 | ※超過金額 1時間当たり |
|---------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|
| | | AM9:00~ PM1:00 | PM1:00~ PM5:00 | PM5:00~ PM9:00 | AM9:00~ PM9:00 | |
| 全面使用 | 平日 | 9,500円 | 9,500円 | 19,000円 | 31,500円 | 7,500円 (3,700円) |
| | 休日 | 22,500円 | 22,500円 | 22,500円 | 56,500円 | 8,500円 |
| 1 / 2面 使用 | 平日 | 6,000円 | 6,000円 | 12,000円 | 19,500円 | 4,500円 (2,200円) |
| | 休日 | 14,000円 | 14,000円 | 14,000円 | 35,500円 | 5,500円 |
| 1 / 4面 使用 | 平日 | 3,200円 | 3,200円 | 6,500円 | 10,500円 | 2,500円 (1,200円) |
| | 休日 | 7,500円 | 7,500円 | 7,500円 | 18,500円 | 3,000円 |
| 部分使用 (1㎡毎) | 平日 | 100円 | 100円 | 100円 | 200円 | 100円 |
| | 休日 | 100円 | 200円 | 200円 | 300円 | 100円 |

※ 休日：土日祝日及び12/29~1/3

※ ()内は 午前9時から午後5時までの金額

■ 附属設備の利用料金（税込） ■ 附属設備は全面使用時のみ使用できます。

| 附属設備 | 単位 | 利用料金 1 回につき |
|------------------|-----|-------------|
| 大型液晶ビジョン（一式） | 1 回 | 5, 000 円 |
| デジタルサイネージ（一式） | 1 回 | 2, 000 円 |
| 倉庫（パントリー 室内設備一式） | 1 回 | 1, 000 円 |

※ 午前・午後・夜間の使用区分をそれぞれ 1 回とし、全日の場合は、3 回として計算します。

(1) 大型液晶ビジョン 【全面使用時のみ使用可能】

大きさ約 220 インチ（幅約 4800mm×高約 2700mm）で、イベントのライブ映像やイメージ映像等を流せます。また、大型液晶ビジョンを使用された場合、大型液晶ビジョン下に設置している昇降ボタン（幅約 6m）や、当施設の天井に常設されているムービングライトの使用が可能です。なお、通路部分の照明の消灯はできません。利用者の安全確保は主催者の責任で実施してください。

(2) デジタルサイネージ 【全面使用時のみ使用可能】

大きさ約 60 インチ（幅約 740mm×高約 1320mm）で、画像等を流せます。

(3) 倉庫（パントリー） 【全面使用時のみ使用可能】

IH コンロ（2 基）、イベント用給排水設備、冷蔵ショーケース、コンパクトフリーザーなどが備え付けられています。

当施設の使用に際して保健所等への許可申請及び届出は、使用者の責任と負担において行ってください。万が一、届出不備のため使用不可となった場合、当施設は一切の責任を負いません。

また、許可を伴うものについては、許可書の写しを提出してください。

(4) 電源

電源は、1/4 面以上をご使用の場合に限り、貸出エリア内の電源に限り使用できます。申請時に、電源を使用する機器、使用場所が分かる書類を提出してください。なお、部分使用の場合は、使用できません。

(5) 備品

別紙「貸出備品一覧表」をご覧ください。なお、イベントが重なった場合、貸出備品数には限りがありますので他の使用者と調整していただくことがあります。

4. 申込み手順について



①事前相談

ご来所または電話、FAXなどで市民広場の概要や使用方法などについてお気軽にお問合せください。

②仮予約（受付）

・「使用したい日・使用区分・貸出エリア区分」の空き状況を電話等でご確認ください。なお、貸出エリア区分によって、仮予約・申請開始日が異なります。

FAXでのお問い合わせをご希望の方は、「お名前・イベント概要・連絡先・使用したい日・使用区分・

- 貸出エリア区分」を記載の上、左記FAX番号（078-918-6192）へ、ご送信ください。
- ・ご希望の日程が空いていた場合、仮予約が可能です。

③申請

- ・仮予約後、2週間以内にあかし市民広場使用許可申請書とイベント概要が分かる書類を提出してください。仮予約から2週間を経過し申請書の提出が無い場合、仮予約を取り消しますのでご注意ください。
- ・原則、連続して5日間を超えての使用はできません。
- ・1ヶ月間の申請件数には制限があります。同一使用者において、申請期間に、休日が含まれている場合は、1件のみ申請が可能です。（なお、平日の申請件数には、制限はありません。）

【申請窓口・受付時間】

申請窓口 あかし市民広場事務所

住 所：明石市大明石町1丁目6番1号

明石駅前南地区再開発ビル（パピオスあかし）2階

TEL：078-918-9750

FAX：078-918-6192

受付時間 午前9時00分～午後8時00分（年中無休）

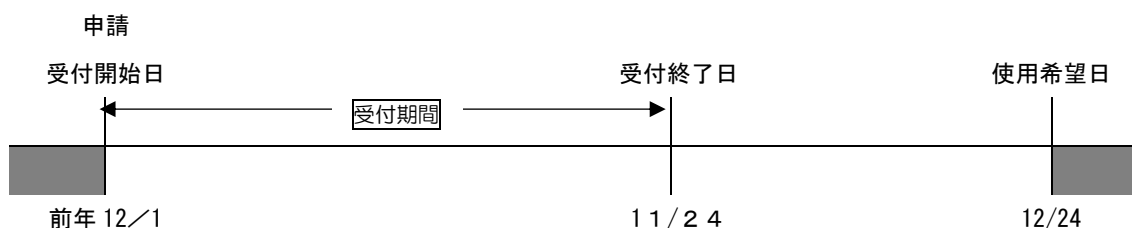
なお、申請書の提出は、申請内容確認のため、原則窓口での受付となります。

【申請開始日】

- ①「全面使用」・・・使用希望日の1年前の月の初日（1日）
- ②「1/4面以上の使用（1/2面を含む）」・・・使用希望日の6ヶ月前の月の初日（1日）
- ③「部分使用」・・・使用希望日の15日前

【申請の受付期間】

- ①「全面使用」は使用希望日の1年前の月の初日（1日）から、使用日の1ヶ月前まで（例）

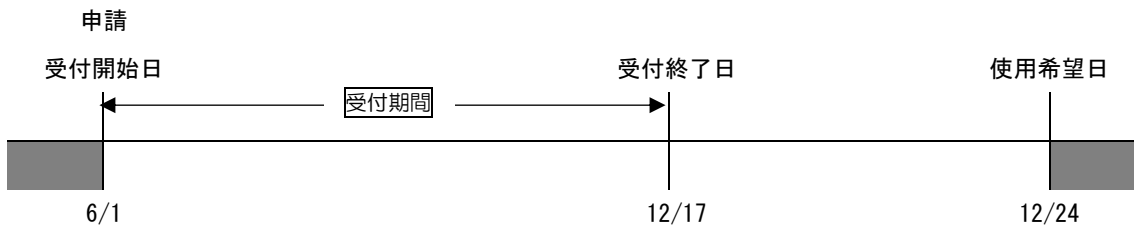


毎月初日（1日）には、翌年の1ヶ月分の申請受付が開始されます。（1月のみ1月4日とします）

通常の申請方法と異なりますので、【毎月初日（1日）に実施する全面エリアの抽選会について】をご確認ください。

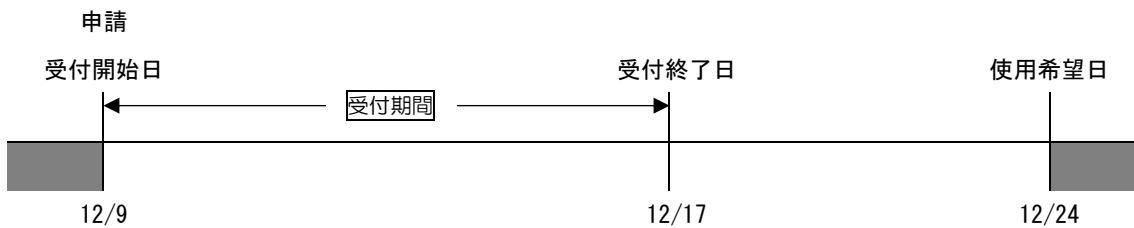
- ②「1/4面以上の使用」は使用希望日の6ヶ月前の月の初日（1日）から、使用日の7日前まで

(例)



③「部分使用」は使用希望日の15日前から、使用日の7日前まで

(例)



【毎月初日（1日）に実施する全面エリアの抽選会について】

実施日：毎月初日（1日） ※1月のみ 1月4日

- ・毎月初日（1日）には、翌年の1ヶ月分の申請受付が開始されることに伴い、抽選会を実施します。
- ・抽選会参加を希望される方は、午前9時～午前9時30分の間に「あかし市民広場事務所」までお越しください。
- ・なお、日程によっては申請できない場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・希望日の重複があった場合は、抽選により選定します。
- ・午前9時30分までにお越しいただけない場合は抽選に参加できません。
- ・抽選会実施日の通常受付は午前11時より開始します。

④料金支払い

- ・申請書提出後に請求書を交付します。
- ・請求書に記載された納入期限までに請求額を指定銀行口座にお振込みください。または、申請窓口へ持参ください。

(※振込手数料は、使用者の負担となります。)

- ・納入期限までにお支払いいただけない場合は、申請を取り消します。
- ・お支払いは原則前納となります。

⑤許可書の交付

- ・入金確認後に許可書を交付します。
- ・許可書はイベントの実施日まで大切に保管し、あかし市民広場利用時は携帯してください。

⑥打合せ

- ・打合せは、事前予約制になります。
- ・打合せは、原則、イベント開催日の4ヶ月前までに実施します。 イベント開催日まで4ヶ月をきって

いる場合は、申請と同時に打合せをお願いします。

その際、イベントの設営撤去を含めた当日のスケジュール（案）、会場図（案）、使用備品のリスト（案）等をご持参ください。また、それらは初回打合せ後に修正可能なものをお持ちください。

- ・ **最終の打合せはイベント当日の 1 週間前**までに行います。それまでの打合せ内容を踏まえた最終版の当日のスケジュール、会場図、使用備品リスト等をお持ち下さい。最終打合せでは当日の入り時間、搬入・搬出の流れ、設営・撤去の流れ、イベント開催時の流れなどを確認します。
- ・ イベントの開催日 1 週間前までに最終打合せを実施していただけない場合、使用をお断りすることがあります。また、打合せ時にご説明いただけなかったことは、当日お断りすることがあります。

5. 広場の使用に関する条件について

(1) 音楽を用いたイベントについて

- ・ 音響備品などの持ち込みは事前に申請をお願いします。
- ・ 当施設は、図書館や医療モールが隣接していることや、待ち合わせや通り抜けで利用する方もいるため、音量に制限を設けています。**広場受付カウンターを基準点とし、当施設所有の音量計で計測した際に、概ね 80 デシベル以内、もしくは、図書館や医療モールなどビル内の他施設、または利用者からの苦情がでるような場合は、必ず施設職員の指示に従ってください。**従わない場合、イベントを中止させていただくこともございますので、ご了承ください。
- ・ 音楽演奏を行う場合は、1/4 面以上の使用に限ります。
- ・ 通常時に広場内に流している BGM や大型液晶ビジョン放映中の映像音を消音する場合は、大型液晶ビジョンを使用していただきます。
- ・ 著作権が存在する音源を使用する場合は、使用者の責任と負担において **JASRAC などの著作権管理団体に許可**を得てください。

(2) 調理イベントについて

- ・ 提供内容、調理方法等については、**必ず明石保健所食品薬務衛生課に事前相談**し、飲食店営業許可、露天営業許可、臨時出店届け出など適正に手続きを実施してください。
- ・ **広場内で調理を実施する場合の調理機器は、電気機器を使用**してください。

(3) 裸火の使用について

- ・ 広場内で、裸火（発熱部を外部に露出した状態で使用するもの（はんだごて等））を使用する場合は、明石市消防本部予防課に裸火使用承認申請を提出してください。

(4) 部分使用について

- ・ 部分使用は、使用人数 1 人当たり 2 m²を最低使用面積として申請してください。なお、物品販売やパフォーマンスなど、お客様の滞留範囲を含んだ面積も使用範囲として申請してください。また、部分使用は、使用エリアが限られているため、拡声器・楽器等の音響機材の使用はできません。
- ・ 電源、備品の貸出はできません。

(5) 音響・照明・映像等の操作について

- ・音響の貸出しは、簡易ミキサーセットになります。施設賠償保険に加入していただいた場合は、移動式音響ワゴン、移動式映像ワゴンを使用できます。
- ・当施設の音響・照明・映像等の操作は、各使用者に行っていただきます。
- ・無線マイクを使用する際はイベント中のバッテリー切れを防ぐ為、各使用者に電池を準備していただくことをお勧めしています。(無線マイクは、マイク1本につき単三電池2本を使用します)

(6) 通路の確保について

- ・イベント開催中は、ジュンク堂側自動ドア付近に観覧者が滞留し一般利用者の邪魔にならないように、専属のスタッフを配置し通路の確保を実施してください。

(7) 設営・撤去について

- ・貸出備品等の設営・撤去等は使用者自身でお願いします。なお、設営・撤去を行う際は、ベルトパーティションを使用し、一般利用者の安全確保を図ってください。なお、搬入出については、別紙を十分理解しルールに従って利用して下さい。
- ・前日に準備を希望される場合は、前日の使用申請が必要です。
- ・展示用パネル、簡易ステージなど大型の広場備品を組み立てる際は、備品が倒れる危険性があるため、安全に配慮し2人以上で実施してください。
- ・床埋込電源を使用する場合は、転落防止等安全管理上、電源BOX蓋を空けたままにする、又は空けた蓋を放置することは絶対にしないでください。
- ・電源コードなどは足が引っかからないように必ず養生シートなどで安全対策を実施してください。
- ・運搬の際には床面、及び壁面等を傷つけないよう、注意して運搬してください。

(8) 原状回復について

- ・使用後は原状回復(ゴミの持ち帰り、汚れた床などの清掃、備品等の返却等)をしてください。
- ・撤去完了後、原状回復の最終確認を施設職員が同行し実施します。

6. 使用内容の変更について

- ・使用申請を行い、許可を受けたイベント等について、その内容を変更したい場合は、使用許可の変更申請が必要です。その際は、必要書類(既に許可を受けている場合は、許可書)を添えて提出ください。
- ・変更申請の内容を確認後、変更内容に問題がない場合は、変更許可書を交付します。
- ・使用時間の延長、あかし市民広場使用面積の拡大などの変更をする場合は、追加料金が発生します。

7. 使用申請のキャンセル(使用の取り消し)について

- ・申請完了後にキャンセルする場合は「あかし市民広場使用取消申請書」の提出が必要です。
なお、口頭でのキャンセルはお受けできません。
- ・キャンセルを申請された日によって納付していただいた利用料金を一部返還できる場合があります。
下記表をご参照の上「あかし市民広場利用料金返還申請書」を提出してください。
- ・返還金が発生した場合、返還方法は窓口または銀行振り込みとなります。

なお、銀行振り込みを希望される場合は、返還金額から振込手数料を控除した金額を指定される口座へ振り込みします。

■キャンセル料■

| キャンセルを申請した日 | 返還金額 |
|------------------|-------------|
| 使用日の3ヶ月前まで | 納付済み利用料金の全額 |
| 使用日の3ヶ月前から30日前まで | 納付済み利用料金の8割 |
| 使用日の30日前から7日前まで | 納付済み利用料金の5割 |
| 使用日の7日前から前日まで | 納付済み利用料金の2割 |
| 使用日の当日又は連絡がない場合 | 返還金は発生しません |

8. 利用料金の減免について

明石市又は明石観光協会が主催・共催する事業や、明石市又は明石市教育委員会などの後援を受けた事業、その他市内の学校等や市内の校区まちづくり組織が地域活動の一環で使用する場合など、利用料金の減免が適用になる場合があります。

9. 厳守事項

■禁止行為■

あかし市民広場では、次に掲げる行為を禁止しています。

- ① 法令又は公の秩序又は善良な風俗を害する行為
- ② 施設・設備等をき損又は汚損する行為、またき損又は汚損させる恐れのある行為。
- ③ 他人に迷惑をかける行為又は危害を及ぼすおそれのある行為。
- ④ 許可なく火気を使用する行為。
- ⑤ あかし市民広場の通行の妨害となる行為。
- ⑥ 許可なくはり紙又ははり札を行う行為。
- ⑦ 大音量、振動、悪臭等を発生させるなど周囲に迷惑または不快感を及ぼす恐れのある行為。
- ⑧ 暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずるものまたはその構成員（以下「反社会的勢力」という。）による使用。
- ⑨ 反社会的勢力の活動を助長し、または反社会的勢力の運営に資する行為。
- ⑩ 許可のない物品販売、募金、掲示、印刷物の配布、イベント記録以外の撮影、またはこれに類する行為。
- ⑪ 非常時における避難の際に支障となる囲い、ついたてその他の物品を設置すること。
- ⑫ ごみ、空き缶その他汚物を捨てること。
- ⑬ 許可なく動物を持込む行為。（盲導犬、介助犬、聴導犬を除く）
- ⑭ 許可を受けた場所以外の場所を指定管理者の承諾なく使用すること。
- ⑮ 許可を受けた設備以外のものを使用すること。
- ⑯ 承諾を受けないで附属設備や備品を所定の場所以外に持ち出すこと。
- ⑰ 申請時の使用内容・目的と異なる行為をすること。
- ⑱ 当施設の使用権の全部または一部を第三者へ譲渡・転貸すること。
- ⑲ その他、指定管理者が管理・運営上、不相当と認める行為。

■使用の制限■

次の事項に該当する場合は、使用の申請を不許可とします。また、イベントの実施中に当該行為が確認された場合、ただちに使用を中止させていただくことがあります。なお、このために生じた損害については、当施設は一切の責任を負いません。

- ① あかし市民広場条例、あかし市民広場条例施行規則又は使用許可の条件に違反して施設等を使用したとき、または、違反して施設等を使用するおそれがあると認めるとき。
- ② 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- ③ 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- ④ 施設・設備等を汚損、破損させる恐れがあると認めるとき。
- ⑤ 他の使用許可を受けた者の使用に支障が生ずるおそれがあると認めるとき。
- ⑥ その他使用を不相当と認めるとき。
- ⑦ その他あかし市民広場の管理上支障があると認めるとき。
- ⑧ その他あかし市民広場を公益（選挙等）に使用する場合、使用許可後であっても、使用範囲を調整させていただき、縮小していただく場合があります。

10. 使用許可の取消し

使用許可後においても、「9. 厳守事項 ■使用の制限■」の記載事項に該当する場合は、使用許可を取り消しする場合があります。この場合、使用許可を受けた者に損害が生じても、当施設は、その補償の責任を負いません。

11. 損害賠償及び免責

- ① 使用者及びイベント来場者・作業員等の関係者が当施設及びその設備・備品等を汚損、破損または紛失した場合は、使用者にその損害額を賠償していただきます。
- ② 施設使用に伴う人的・物的事故及び持ち込み品の盗難、破損、紛失については、当施設は一切の責任を負いませんのでご了承ください。
- ③ 当施設の附属設備・機材等の故障等によりお客様の初期の目的が達成されない場合であっても、当施設は利用料金の返還以上の損失補償はいたしませんのでご了承ください。